

オレンジゆずるバス停留所ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、オレンジゆずるバスを持続可能な公共交通とするとともに、地域で公共交通を支えることを目的として、オレンジゆずるバスの運行に協賛する店舗や事業所にオレンジゆずるバス停留所（以下「バス停」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を付与することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(ネーミングライツの付与対象)

第2条 ネーミングライツの付与対象となるバス停は、オレンジゆずるバスのすべてのバス停とする。ただし、オレンジゆずるバスの運行に協賛し、ネーミングライツを取得しようとする店舗や事業者（以下「申込者」という。）の最寄りのバス停に限る。また、既に別の店舗や事業者がネーミングライツが付与されているバス停を除く。

2 ネーミングライツの付与対象となるバス停名称は、バス停の副名称とする。

(ネーミングライツの規格等)

第3条 ネーミングライツの規格、期間及び協賛金（ネーミングライツ料）は、別表に定める。

(副名称の条件)

第4条 命名できる副名称は、店舗や事業者の名称又はそれに類するものに限る。

2 バス停の副名称には、次に掲げる要件に該当する名称を用いることはできない。

- (1) 法令などに違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教団体による布教の推進を主たる目的とすると認められるもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 社会問題について主義主張するもの
- (8) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれのあるもの
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) 当該名称の内容を箕面市、箕面市地域公共交通活性化協議会又はオレンジゆずるバスの運行事業者（以下「運行事業者」という。）が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、バス停の副名称として妥当でないと認められるもの

(業種又は事業者の条件)

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者にはネーミングライツを付与しない。

- (1) 風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項のいずれかに該当する営業を行う業種又は事業者
- (2) 消費者金融そのほかこれに類する業種又は事業者
- (3) たばこに関する業種又は事業者
- (4) 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により再生手続開始の申立てをした事業者又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により更生手続開始の申立てをした事業者
- (5) 箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成八年箕面市訓令第二号）の規定により指名停止を受けている事業者又は同要綱に規定する指名停止基準に該当する事実を確認した事業者
- (6) 反社会的行為に係る業種又は事業者

2 ネーミングライツの付与が決定した後に前項各号のいずれかの業種又は事業者が該当することが判明した場合は、当該ネーミングライツの付与の取り消しなどを行うものとする。

(申し込み)

第6条 申込者は、次に掲げる事項をもって箕面市地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）あてにネーミングライツの取得を申し込まなければならない。

- (1) 店舗又は事業所の名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者及び連絡窓口となる担当者の氏名
- (4) 連絡先
- (5) 営業時間
- (6) 定休日
- (7) 事業者の概要（業種・事業内容等）
- (8) 最寄りのバス停
- (9) 希望する副名称

2 前項の規定は、ネーミングライツの付与期間の満了後、継続してネーミングライツの付与を希望する場合にも準用する。

(ネーミングライツの付与の決定)

第7条 会長は、前条による申し込みがあった場合は、その内容を審査し、ネーミングライツの付与の可否について決定するものとする。なお、申し込み内容の審査に

あたり、必要に応じて運行事業者の意見を聴取する。

- 2 会長は、ネーミングライツの付与の可否を決定したときは、その結果を申込者にオレンジゆずるバス停留所ネーミングライツ付与可否通知書（様式第1号）により通知するものとする。

（協賛金（ネーミングライツ料）の納付）

第8条 ネーミングライツの付与決定を受けた者（以下「協賛店舗」という。）は、会長が指定した期日までに、当該年度分の協賛金（ネーミングライツ料）を納付しなければならない。

- 2 納付された協賛金（ネーミングライツ料）は、オレンジゆずるバスの運行経費に充てるものとする。

（バス停等の整備費用の負担）

第9条 バス停の副名称の命名に伴うバス停等の整備は箕面市地域公共交通活性化協議会が行い、協賛店舗はその実費に相当する額を会長が指定した期日までに納付しなければならない。

（協賛金（ネーミングライツ料）及びバス停等の整備費用の負担の特例）

第10条 第8条の規定について、令和5年度末の北大阪急行延伸線の開業に伴うバス路線再編にあたりネーミングライツを付与される場合に限り、翌年度（令和6年度）分の協賛金（ネーミングライツ料）を納付することとし、当該年度（令和5年度）分の協賛金（ネーミングライツ料）を免除する。

- 2 第9条の規定について、令和5年度末の北大阪急行延伸線の開業に伴うバス路線再編にあたりネーミングライツを付与される場合に限り、免除する。

（同一のバス停に複数の申し込みがあった場合の取扱い）

第11条 同一のバス停に複数の申し込みがあった場合、原則先着順により申し込み内容を審査し、ネーミングライツの付与の可否について決定するものとする。ただし、先着順によることができない場合は、運行事業者の意見を聴取したうえで、内容を審査し決定する。

（協賛店舗の責務）

第12条 協賛店舗は、バス停の副名称に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 協賛店舗は、バス停の副名称の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。
- 3 協賛店舗は、バス停の副名称の掲載により箕面市地域公共交通活性化協議会及び第三者に損害を与えた場合は、協賛店舗の責任及び負担において解決することとする。

る。

- 4 協賛店舗は、ネーミングライツを取得した対象バス停の善良な維持管理に協力すること。

(ネーミングライツの付与の取り消し)

第13条 会長は、協賛店舗がネーミングライツ料を納付しないとき、バス停の副名称が各種法令及びこの要綱に違反していると判断されるとき、その他ネーミングライツの付与が適当でないと判断されるときは、ネーミングライツの付与の決定を取り消すことができる。

(ネーミングライツの取り下げ)

第14条 協賛店舗は、自己の都合により、ネーミングライツを取り下げることができる。

- 2 協賛店舗は、前項の規定によりネーミングライツを取り下げようとする場合、3ヶ月前までに書面により会長に申し出なければならない。

(協賛金(ネーミングライツ料)の返還)

第15条 協賛店舗の責に帰すべき理由により第13条の規定に基づいてネーミングライツの付与の決定を取り消したとき又は前条の規定によりネーミングライツを取り下げたときは、納付済みの協賛金(ネーミングライツ料)を返還しない。

- 2 協賛店舗の責に帰さない理由により、ネーミングライツの付与の決定を取り消したときは、納付済みの協賛金(ネーミングライツ料)の全部又は一部を返還するものとする。
- 3 前項の規定により納付済みの協賛金(ネーミングライツ料)を返還する場合は、納付された協賛金(ネーミングライツ料)から掲載した期間(1月ごととし、掲載を開始した月及び終了した月はそれぞれ1月とする。)に係る協賛金(ネーミングライツ料)を月割で差し引いた額を返還するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> バス停の副名称
<p>規格</p>	<ul style="list-style-type: none"> バス停の主名称の横に括弧書きで掲載する。
<p>掲載期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツを付与した日の属する年度を起算年度として、3年度間。 ただし、令和5年度末の北大阪急行延伸線の開業に伴うバス路線再編にあたりネーミングライツを付与される場合に限り、翌年度（令和6年度）を起算年度として3年度間とする。
<p>協賛金 (ネーミングライツ料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 100,000円/年度 ただし、年度の途中からネーミングライツが付与される場合、当該年度に限り月割（9,000円/月）で納付することとする。

令和 年（ 年） 月 日

様

箕面市地域公共交通活性化協議会
会長 氏 名 印

オレンジゆずるバス停留所ネーミングライツ付与可否通知書

年 月 日付けで申し込みのあったオレンジゆずるバスのバス停留所ネーミングライツ申し込みについて、オレンジゆずるバス停留所ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 付与します <input type="checkbox"/> 付与しません
付与しない場合 その理由	
ネーミングライツを 付与するバス停	
決定したバス停の副名称	
掲載期間	年 月 日～ 年 月 日
今年度の協賛金 (ネーミングライツ料)	
バス停等の整備費用	
費用の支払い	年 月 日までに、同封している納付書により協賛金（ネーミングライツ料）及びバス停等の整備費用を一括納付してください。